

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会
役員報酬等の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款 25 条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、月額 30,000 円の報酬を支給し、常務理事については、月額 50,000 円を支給する。
- (2) 会長及び常務理事を除く非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 の通り費用を弁償する。

(旅費)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程を準用し支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給方法は、本会職員給与規程を準用し支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 非常勤役員の費用弁償額（会長及び常務理事を除く）

理事会・理事職務のための 市外での会議等	日額 3,000 円
三役会	日額 2,000 円